



島労発基 1212 第 1 号  
令和 4 年 12 月 12 日

各労働災害防止団体の長 殿

島根労働局長



第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の  
測定の方法等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和 4 年厚生労働省告示第 341 号）については、令和 4 年 11 月 30 日に告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしており、本告示の適用について別添のとおり本省から当局あて指示があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、その制定の趣旨、内容等について御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。